

浦添第 205 号
令和3年4月13日

保護者各位

県立浦添高等学校
校長 渡久山 英雅
(公印省略)

警戒レベル第4段階およびまん延防止等重点措置適用指定期間中における対応について

平素より、本校の教育活動と感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられました。このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、教育活動を継続する必要があることから、下記のとおり対応します。

記

1 期間 本県警戒レベル第4段階終了日まで

2 対応方法

- (1) 風邪症状で学校を休んだ場合や風邪症状で早退した場合、**かかりつけ医や医療機関を受診するようにして下さい。**
- (2) 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、「**再登校の基準**」については、**必ず医師に確認後、再登校するようにして下さい。**
- (3) 発熱等の風邪症状のある生徒は、原則として医療機関の受診をお願いしているところですが、受診ができない場合の「**再登校の基準**」は、**解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過後に、再登校して下さい。**

※(2)、(3)において、再登校するまでの期間の欠席は**出席停止の扱い**となります。

※陰性証明、治癒証明および登校許可証等につきましては、**全て不要**です。保護者等からの口頭での確認にします。

※本校公式HPにも、新型コロナウイルス感染症に関する確認事項があります。ご確認下さい。

以上